

被保険者 各位

ファイザー健康保健組合
理事長 相原 修



規約の一部変更の件

ファイザー健康保健組合規約の一部を変更いたしましたので、公告いたします。

記

ファイザー健康保険組合規約の第4条、及び、第28条を次のように変更する。

新	旧
(設立事業所の名称及び所在地)	(設立事業所の名称及び所在地)
第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。	第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
ファイザー健康保険組合事務所 東京都渋谷区	ファイザー健康保険組合事務所 東京都渋谷区
株式会社タイショーテクノス 東京都中央区	株式会社タイショーテクノス 東京都中央区
トーシンファシリティーズ株式会社 東京都中央区	トーシンファシリティーズ株式会社 東京都中央区
オー・エス・エス株式会社 東京都新宿区	オー・エス・エス株式会社 東京都新宿区
サーモフィッシャーダイアグノスティックス株式会社 東京都港区	サーモフィッシャーダイアグノスティックス株式会社 東京都港区
ラクオリア創薬株式会社 愛知県名古屋市	ラクオリア創薬株式会社 愛知県名古屋市
ゾエティス・ジャパン株式会社 東京都渋谷区	ゾエティス・ジャパン株式会社 ——東京都港区
株式会社 AskAt 愛知県名古屋市	株式会社 AskAt 東京都渋谷区
ファイザーユニオン 東京都渋谷区	ファイザーユニオン 愛知県名古屋市
ファイザーR&D 合同会社 東京都渋谷区	ファイザーR&D 合同会社 東京都渋谷区
ファイザー株式会社 東京都渋谷区	ファイザー株式会社 東京都渋谷区
	ファイザーUPJ 合同会社 ——東京都港区

<p>(理事、理事長及び監事の選挙)</p> <p>第 28 条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により行わなければならない。</p> <p><u>ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の投票は、1 人につき 1 票とする。</p> <p>3 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。</p> <p>4 前各項に定めるものの他、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。</p>	<p>(理事、理事長及び監事の選挙)</p> <p>第 28 条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。</p> <p>2 前項の投票は、1 人につき 1 票とする。</p> <p>3 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。</p> <p>4 前各項に定めるものの他、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。</p>
---	---

附則

(施行期日)

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

以上